

大台町議会基本条例の検証(平成27・28年度)による課題検討結果

大台町基本条例		検討課題	決定事項
第4条 (議会の活動原則)	○議会は、公開性、公正性、透明性及び信頼性を重んじた町民に開かれた議会、町民参加を不断に推進する議会を目指して活動する	委員会の会議録もホームページで公開する。	委員会会議録もホームページで公開する。 【平成29年4月から実施】
	○大台町議会会議規則の内容を継続的に見直す	委員外議員にも日時・議題・資料送付する。	委員外議員にも委員会開催通知を送付する。 【平成28年9月から実施】
	○月に1回以上、全員協議会を開催する。全員協議会に関し必要な事項は、大台町議会全員協議会規程で定める	全員協議会の資料を事前配布する。	原則事前配布する。 【平成29年3月から実施】
第5条 (議員の活動原則)	○議員相互の自由な討議の推進	議題によって自由討議の場を設けることが必要。	議会運営委員会で諮って、自由討議が必要な議題があれば本会議で行う。
第6条 (町民参加及び町民との連携)	○参考人制度、公聴会制度等の活用	現状では制度が活用されていない。	積極的に活用する。
	○議会報告と意見聴取会を1年1回以上開催	日程・回数・内容など参加者を増やす検討が必要。	次期(平成30年2月12日～)の議員で検討する。
第8条 (町長による政策形成過程等の説明)	○町長は、議会に政策等(計画、事業、税・料金改正等)を提案するときは、内容をより明確にするため、次に掲げる形成過程の資料を提出するよう努める (1) 政策等の発生源 (2) 検討した他の政策等の内容 (3) 他の自治体の類似する政策等との比較検討 (4) 総合計画等における根拠又は位置づけ (5) 関係ある法令、条例等 (6) 政策等の実施に関わる財源措置 (7) 将来にわたる政策等のコスト計算 (8) 税・料金等の改正における町民への影響	整理された状態で提出されていないため要請していく必要がある。	執行部へ資料の提出について要請する。 【平成29年3月3日開催の全員協議会で議長から町長へ要請】
	○議会は、前項の政策等の提案を審議するにあたっては、政策等の適否を判断する観点から、立案、決定及び執行における論点及び争点を明らかにし、執行後における政策評価に資する審議を行う	政策形成過程の資料の提出を求める。	同上
第9条 (予算及び決算における政策説明資料の作成と質疑の原則通告制)	○町長は、予算及び決算を議会に提出し、議会の審議に付すにあたっては、前条の規定に準じて、分かりやすい施策別及び事業別の政策説明資料を提出するよう努める	政策説明資料を提出するよう要請が必要。	同上
	○町長は、決算審査にあたって執行方針、予算等に基づいて行う行政評価及び事務事業評価について、説明資料を付して提出するよう努める	評価システムの導入を促す必要がある。	同上
第11条 (議員定数及び議員報酬)	○議員定数及び報酬は、それぞれ条例で定める	議会活性化と若い人の参加を求めするためにも検討が必要。	特別委員会を設置して協議していく。 【平成29年3月6日設置(議会活性化、議会議員の定数及び報酬に関する調査特別委員会)】